

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 二ノ宮 健治

## 1 日 時

令和4年12月9日（金） 午前10時59分から  
午後 3時10分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

二ノ宮健治、後藤慎太郎、三浦正臣、元吉俊博、御手洗吉生、羽野武男、玉田輝義、  
荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

猿渡久子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第110号議案及び第117号議案のうち本委員会部分については可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。  
継続請願16及び継続請願20については継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第104号議案及び第105号議案については可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県病院事業中期事業計画（第五期）について、第3次大分県環境基本計画の実施状況について、子ども食堂支援クラウドファンディングの実施結果について及び令和5年度当初予算要求状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

## 9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 飛鷹真典

政策調査課調査広報班 主査 吉野美穂

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和4年12月9日（金） 11：00～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係

11：00～11：30

### (1) 付託案件の審査

第110号議案 大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

### (2) 合い議案件の審査

第105号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

①大分県病院事業中期事業計画（第五期）について

### (4) その他

## 3 生活環境部関係

13：00～14：00

### (1) 合い議案件の審査

第104号議案 個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備について

### (2) 付託案件の審査

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）  
継続請願 16 犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて

### (3) 諸般の報告

①第3次大分県環境基本計画の実施状況について

②第6次大分県食品安全行動計画の策定について

③大分県水道広域化推進プランの策定について

④第5期大分県地球温暖化対策実行計画の改定について

⑤「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」の更新について

⑥防災ヘリコプターの更新について

⑦令和5年度当初予算要求状況について

### (4) その他

## 4 福祉保健部関係

14：00～15：15

### (1) 付託案件の審査

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）  
継続請願 20 物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について

### (2) 諸般の報告

- ①子ども食堂支援クラウドファンディングの実施結果について
  - ②生活福祉資金特例貸付について
  - ③新型コロナウイルス感染症について
  - ④令和5年度当初予算要求状況について
- (3) その他

## 5 協議事項

15 : 15 ~ 15 : 25

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**二ノ宮委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、総務企画委員会から合い議があった議案2件、継続請願2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第110号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**井上病院局長** 二ノ宮委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性が指摘されていますが、このような中、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況はここ最近増加傾向にあり、当院においても引き続き感染状況に注視しながら、しっかりと対応します。

本日は、付託案件の審査として、第110号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について及び総務企画委員会からの合い議案件の審査として、第105号議案大分県職員定数条例の一部改正についての2議案について、御審議のほどよろしくお願ひします。

あわせて、大分県病院事業中期事業計画（第五期）について御報告します。

**首藤総務経営課長** 第110号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は53ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

資料の2ページをお開きください。

大分県病院事業の設置等に関する条例では、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置し、地方公営企業法の規定に基づき病院の名称、位置、診療科目及び病床数などを定めています。

今回の条例改正については、1の改正の理由

にあるとおり、診療科目をより分かりやすくするための名称の変更及び地域医療構想の実現に向けた適正な病床数とするものです。

続いて、2の改正の内容について説明します。

まず（1）ですが、神経内科を脳神経内科に改称します。神経内科は脳疾患や神経障害を主に診療していますが、日本神経学会からの働きかけもあり、心療内科や精神科と混同されることが多々あることから、脳神経内科に変更するものです。

（2）についてですが、現状の消化器内科を食道・胃腸・小腸・大腸内科と肝臓・胆のう・膵臓内科に分離、改称します。消化器内科においては担当領域が多岐にわたること、また、近年では消化管と言われる食道・胃腸・小腸・大腸と、肝臓・胆のう・膵臓に分かれ専門性が高まっているため分離、改称するものです。

（3）の一般病床数は、条例上の566床を509床に改正します。これまで県立病院は、平成18年の地方公営企業法の全部適用以後、県の基幹病院として高度急性期、急性期医療や、感染などの政策医療を担う病院として看護体制を整えるとともに、連携病院との役割分担や院内における入退院調整の強化により適正な病床数を確保しながら病床の効率的運用を推し進め、病床数509床による高度救急医療等を提供できる体制を整えることができました。566床の頃と比べてみると、平均在院日数は14.5日が10.7日と約3分の1の短縮となり、実入院患者数も1万996人から1万3,641人と2,645人増加し、稼働率は87.0%となっています。

以上のように、一般病床509床の運営においてもより多くの県民に安定した医療を提供し、安全安心な医療を県民が享受できる体制が整ったことから改正を行うものです。

最後に、3の施行期日ですが、令和5年1月1日としています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**三浦委員** 地域医療構想の中で、2025年までに将来における必要病床数の推計を出すということで、県立病院は中部ですが、県全体としてその推計に沿っているのかを教えてくださいと思います。

**首藤総務経営課長** 手元には中部圏域しかありませんが。

**三浦委員** 中部圏域でいいです。

**首藤総務経営課長** 2025年の中部医療圏において、高度急性期は2010年頃に826床だったのが67床減の759床、急性期は2014年に4,585床だったのが2,040床減の2,545床、回復期は2014年に897床だったのが1,674床増床の2,571床です。

**三浦委員** それは推計値だと思います。それに沿って、中部医療圏はそういった形になっているのでしょうか。（「そう認識しています」と言う者あり）はい、分かりました。

**羽野委員** 消化器内科の分離、改称の件で、初診のときに、何科に申し込めばよいのかとなると思いますが、患者の振り分けはどうするのか。

**佐藤県立病院長** 外来の受付業務において、例えばどちらの科になるのかなど、そういう混乱は一切生じません。

この二つの診療科は一括受付で、受付を通して診療科のブースに案内します。窓口業務において患者には全く影響がないように、医師も実際にはハイブリッドと言いますか、行き来可能な診療体制とあわせて、会計体制を整えています。

患者から見ると、消化器内科という名前は消えますが、三つあるいは四つの名称のうち、こちらの診療科を受けに来たと言っていたら、今までどおりに受付業務から終わるまで対応できる体制にしています。（「はい、分かりました」と言う者あり）

**元吉委員** この議案とは関係ありませんが、コロナ患者が、例えば入院とかレントゲンを撮る場合には救急車で行かないと受け付けないので

すか。

**佐藤県立病院長** コロナ患者であることが事前に分かっている場合には、むしろ救急車は使いません。なるべく自己受診とか、ほかの方法で受けていただくようにしていますが、救急車を活用しなければならない場合は、県から救急隊に連絡が行って、搬送手段の提示と、当然救急隊は防護服を着て、当院も防護服を着た人間が対応する——トリアージルームと言って、専用部所で診察をする流れを計画して動かすように今までもしています。

**元吉委員** コロナになった知り合いがいて、コロナ病棟のある所に行きたかったらしく、保健所に電話をしたが全部断られたと言うか、来ても外で検査するだけで、結局そこら辺の町医師と一緒に普通の医院に行ったらしいです。

症状の具合なんかは、例えば咳がひどいとか熱があるとかは別に診てくれない感じで、解熱剤と咳止めをくれて、はい、帰ってくださいという段取りみたいですが、そんなものですか。

**佐藤県立病院長** 今、委員がおっしゃったのは、県立病院がその対応をしたということですか。

**元吉委員** いやいや、宇佐市の場合です。医師会病院とか中津市民病院とかも同じ対応で、外でPCR検査をして、それで熱があれば解熱剤をくれて、はい、帰ってくださいと。レントゲンを撮ったりとかは全然なくて、そういう状況ですが、それは患者の程度によって医師が判断するんですか。

**佐藤県立病院長** 今、最後に委員がおっしゃったように、やはり患者の症状の程度によって検査の度合い、入院の必要性を各病院で判断することになります。

ただし、県や保健所からの連絡がスタートとして、どの病院に行くのかを決定する上では病院を受診する前にその症状を把握して、県で受診、入院を要する程度だと一次調査的に判断して、それに応じた連絡が病院に入ります。

例えば、それが県立病院であれば、その患者がどういう重症度の方であるか、大体目星がつくような情報が伝わってきて、それに対応する受入れをしています。当院は中等症、重症の方

を受けていますが、そこを仕分けした段階で病院が選ばれることとなります。そこを受診した後は病院の判断になります。

**元吉委員** 一応その医師会に連絡したら同じことを言われたので、ただ、登録だけはしておきますと。具合が悪くなったら救急車で来てくださいと言われたらしいけど、結構咳き込んでいたし、熱は37度何分だったけど、ぐたっとしていたので大丈夫かなと思いましたが、分かりました。了解です。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第105号議案大分県職員定数条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**首藤総務経営課長** 続いて、第105号議案大分県職員定数条例の一部改正について御説明します。

議案書は11ページですが、資料の3ページをお開きください。

まず、改正の趣旨ですが、一般医療と感染症医療の両立を図るため、病院局の現行定数730人を768人に増員するものです。

次に改正の概要ですが、現状・課題にあるとおり、当院は県民医療の基幹病院として質の高い医療を提供し続ける責務がありますが、これまでのコロナ対応において、感染症病床を稼働する際、平常時は職員を配置していないため、一般病棟を縮小、閉鎖して人員を割かざるを得ない事態が生じ、感染拡大の規模によっては一般医療と感染症医療の両立が困難な状況となりました。そこで、その下の対応案の左側が感染症病床稼働時の配置案ですが、医師1人と看護

師35人、さらにECMO（エクモ）に対応できる臨床工学技士2人を配置します。

右側は、通常時の配置案です。医師1人、看護師は黒マルのとおり、循環器内科を中心とした病棟に16人、救命救急センターに5人、さらにはロボット手術の導入に伴い手術室に3人の増員などを行います。左下は人件費の想定です。人件費は概算で3億1,500万円ほど増加しますが、増員で得られる診療報酬の加算額は2億8,500万円ほどです。収支差は約3千万円の赤字ですが、一般医療と感染症医療の両立に必要な増員であり、病院の経営努力でカバーしたいと考えています。

最後にスケジュールですが、本定例会で承認いただければ令和5年1月以降、少しでも早く看護師の募集を開始したいと考えています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**後藤副委員長** ちょっと詳しくないので教えてもらいたいのですが、看護師35人はすぐ集まるのでしょうか。

私が県立看護科学大学に行ったときに、医大や県立病院は人が割と集まりやすいという話を聞きましたが、大量採用となると、地域医療とかほかの病院に行く人がいなくなるのかなと思っています。やっぱり仕方ないことなのかもしれませんが、どうしても若い人とか田舎では嫌だという人は大分市内の近い所で働きたくて、県立病院とかで働きたいというのがあると思います。

この800万円という単価は全然高いとも思わないのですが、ほかの地域の病院とかでは800万円ぐらいが相場なのか。ちょっとそれを知らないで、分かる範囲で教えていただければと思います。

**塩月病院局次長** 私どもは県立看護科学大学の看護学生のニーズを聞いており、今回のスケジュールにも書いていますが、例えば早めに採用者数を知らせてほしいというニーズがあったので、2月に公募を開始しました。それから、採用試験を早くしてほしいという声もあったので、

ここには載っていませんが、試験も早めたいと思っています。確かに都会の病院に就職する学生がかなりいて、そういった意味では言葉は悪いですが、県内の病院で看護師の取り合いになる部分は間違いなくあります。

給与については病院によってピンキリのところがあって、都会の病院だと、その病院に就職する前提で先に学費なんかを奨学金のような形で出しているところもあって、そういう所にはちょっと金額的にもかなわないと思います。

**井上病院局長** 看護師の採用は、新卒と経験者で大きく分けて二つの枠を設けています。

経験者の枠は、主に大都会である程度の経験があつたり、高度な機関で就職していた人たちがIターン、Uターンで帰ってきて県立病院に定着してもらえないかという狙いで募集をかけています。それからもう一方は、卒業した人たちに募集をかけ、複数回やりながら、この35人をなるべく早く充足させるということです。

県内のほかの医療機関に行く人たちの横取りするのではないかという御心配だと思いますが、従来、大学卒業後に半分は県外に出ていき、半分は残る。一部でも県外に出る予定の人が残れば大分県のためになるので、見方にもよりますが、競合する部分でそれを横取りするというんじゃなくて、県外に出ていく人を引き止める可能性もあるという見方もしていいのではないのでしょうか。

そういうことで、一度で35人はまず無理なので、何回にも分けて優秀な人を採用していきたいと考えています。

**後藤副委員長** 私は、若い人が大分市に集中することも仕方ないと思っています。長い目で見ると、やっぱりこれからの人口減少や過疎化が進行する中で、病院が地域医療を担いつつやっていくのは難しいと感じていたので、大分県内で看護師になる人をもう少し増やすとかしないと、大分県全体の地域医療を考えることにはならないだろうなど。

県立病院がよくなることは、私もずっと通っているしとてもいいことだと思うので、県民が安心するという意味では、県立病院の充実が仕

方ないこととっていて、横取りするなんてことは全然思っていない。

**三浦委員** 後藤副委員長の関連で、県立看護科学大学の約半数強が県内就職で、半数近くが県外に出ていると思います。

私もやはり、基幹病院としての機能強化はとても大事だと思います。ただ一方で、地域の民間病院においても看護師不足はとても大きな問題で、とりわけコロナ禍の中で本当に大変な状況ですが、県立病院が35人の看護師を増やす中で民間病院とのすり合わせと言うか、調整はあったのか。それとも、これから条例改正した後、とても難しい複雑な問題だと思いましたが、民間病院との調整があるのか、その辺の今の状況を教えていただきたいと思っています。

**塩月病院局次長** 正直言って、これまですり合わせの作業などは行っておらず、行う機会もないと思います。

結局やっぱり取り合いの話だと思うので、さきほど局長が言ったように、私どもはできれば新卒の大学生の希望を聞きながら、そういった方に来ていただきたい。それから、経験者については都会でUターンの機会を探している方がいれば、ぜひ帰ってきてもらいたいと思い、4月から勤務できるよう、経験者の試験を1月に実施しようと思っています。この時期にやるのは珍しいですが、そういった部分で努力したいと思っています。

**井上病院局長** 調整して上手に配置し直すことが可能であればいいのですが、どちらかというと個人の選択の自由があるので、そこを踏まえてどう調整できるのかという問題が一つあると思います。

なお、今後は看護師の働く場面は高度急性期病院だけではなく、在宅医療や回復期医療にも非常に魅力的な部分があるとアピールして教育する場が必要です。また、医師も一緒ですが、初めはやはり大病院、あるいは高度急性期病院となりますが、だんだんキャリアを積むと、自分の働く場所はこういう所がいいとか、もっと地域で働いてみたいとかいろんな思いを持つ人が出てくるので、多様な選択肢を残しておく

がら、入口はやっぱり高度急性期病院という形で多く受け入れ、違う所に配置していくことが自然な流れではないかなと私は思っています。

看護部長、何か御意見ありますか。

**小畑県立病院副院長兼看護部長** 次長から説明があったとおり、私どもが直接、看護師の採用について地域の施設等に話をすることはありません。

ただ、今回のコロナ禍で、ワクチン接種やホテル療養の従事など、かなりの潜在看護師が勤務するようになってきました。大分県看護協会内にあるナースセンターで、潜在看護師の教育に非常に力を入れていただいております。県立病院も、復帰に向け不安だけれども4時間パートなら勤務してもいいとか、復帰の足がかりにしようという方を数人受け入れるなど少し貢献しています。そのような形で、ナースセンターには非常に貢献いただいていると感じています。

このたび、このような人数を当院が募集することについても適材適所と言いますか、ナースセンターから勤務できる方を紹介していただきつつ、地域で勤務できる方はナースセンターが地域での紹介を積極的にしているので、私どももできる限りそういった潜在看護師の掘り起こしや復帰を手伝いたいと。そうしていくうちに全てではないとは思いますが、地域にもつながっていくと考えています。

**三浦委員** ありがとうございます。正に、看護師の選択は当然あると思います。私も先日、会派で看護連盟の方との意見交換会等をしてありますが、そういった懸念が少しあるのではないかと指摘したいと思います。

ただ、次長がおっしゃるように、県立看護科学大学の卒業生に県内で就職していただく、あとはUターン、潜在看護師も、ぜひとも県立病院に限らず必要な看護師の確保という点ではやっていかないといけないと思います。

ただ、地域によってはなかなか、看護師不足で本当に苦しい中で何とかやっている病院も多々あると思うので、よろしくお願いします。

**玉田委員** まず一つ、さきほど首藤総務経営課長から説明がありましたが、この表で言うと現

在は感染症病床稼働時と捉えていいのかが一つ。そうであれば、多分看護師35人をできるだけ早く確保する必要があると思います。

それともう一つは、現時点で看護師の定数に対する充足率について、充足数でも結構ですが、現時点で看護師が足りているのか、それについてお答えください。

もう一つは、今はあまり聞きませんが、地域の病院でも、以前かなり問題だったのは、コロナ感染者を診ている病棟に勤める看護師に対する差別事案です。かなりひどい電話がかかったり、病院に対する誹謗中傷とかがあったと聞いていますが、そういう事案は例えば、今も県立病院で起こっているのか。また、状況によっては看護師が宿泊施設を別にするケースも聞いていましたが、そういうケースはまだ続いているのか。

いろいろありますが、よろしくお願いします。  
**井上病院局長** 最初の質問ですが、実際に患者が入院しているので、委員の言われるとおりです。現在は、一部の病棟から看護師の配置を変えて対応している状態です。

段階にもよりますが、これが広がってくると病棟閉鎖——休棟という状況に陥ります。できるだけ早く人員を確保した方がいいのではないかと御指摘は正にそのとおりで、ここで認めていただければ、本当に来週にでもすぐに募集をかけたいというのが本音です。

**塩月病院局次長** 定数そのものは充足してはいますが産育休があつて、実員として足りていない。だから、委員の言われる意味では足りていないという答えになろうかと思えます。

**小畑県立病院副院長兼看護部長** 誹謗中傷については、委員が言われたように、第1波から第3波の最初ぐらいまではかなりありました。それ以降は、だんだん社会的にも認知されてきたこともあって、今は差別的な対応を受けることなどはほとんどないかと、私が一見した限りではないと思っています。宿泊施設に泊まることも、去年は全くなかったと思えます。

**玉田委員** ありがとうございます。看護師の確保については、周辺との調整も必要だと思いま

す。経験者を募集するという事は、当然子育て世代への募集にもなるだろうし、そうすると子育て関連施設への影響とかも随分出てくるから、その辺は引き続き、働きかけながらぜひ進めてほしいと思います。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

**首藤総務経営課長** それでは、大分県病院事業中期事業計画（第五期）の素案の概要について御報告します。

資料の4ページをお開きください。

まず、資料の上から2段目ですが、病院事業は平成18年4月から地方公営企業法の全部適用への移行を契機として、第一期から第四期の中期事業計画を策定し、様々な改革に取り組んできました。今年度が第四期中期事業計画の計画期間の最終年度になるので、これまでの取組を総括すると、県立病院は高度専門医療、政策医療の充実により県民医療の基幹病院としての役割を果たしてきました。これまでの取組を

(1) 医療機能の充実、(2) 医療提供体制の確保、(3) 経営基盤の強化の三つの観点から説明します。

(1) 医療機能の充実では、総合周産期母子医療センター、救命救急センター、循環器センターを開設し、診療機能の集積化を図ってきました。また、地域がん診療連携拠点病院や地域医療支援病院、第一種感染症指定医療機関など、

地域の基幹的な役割として各種の指定を受けるとともに、第四期計画期間中には高度専門医療の取組としてゲノムセンターを、政策医療の充実を図るため精神医療センターを開設するとともに臨床研究部を設置し、医療の質向上を図ることとしています。

(2) 医療提供体制の確保としては、7対1看護体制、30対1医師事務作業補助体制による人員体制の構築や大規模改修工事の実施、電子カルテの導入など施設、設備面の改修等により患者の療養環境や職員の勤務環境の充実を図りました。また、当院の喫緊の課題であった浸水対策についても、電気や水、医療ガスなど病院インフラ設備の高架化工事を実施しています。

(3) 経営基盤の強化では、会計制度の変更があった平成26年度以外は単年度収支黒字を達成しています。また、一般会計負担金の通減にも取り組み、過度に一般会計に依存しない経営体制の確立を図ってきました。

こうした取組の詳細は毎年、外部有識者を招聘して行う経営改善推進委員会で報告し、中期事業計画の達成状況を評価していただき、その評価結果をホームページに公表しています。

そうした様々な取組の結果、病院の経営状況を表す指標として中ほどにある四つのグラフにまとめています。一番左のグラフ収益的収支にあるように、平成19年度には単年度収支が黒字化を達成、その右のグラフ利益剰余金にあるように、累積欠損金も平成27年度に解消し、以後、黒字を継続してきました。病院の稼働は、右から2番目のグラフ病床利用率と平均在院日数にあるように、病床利用率は高水準を維持、平均在院日数も短縮化が継続できている状況です。こうした堅調な稼働により、一定の病床規模であっても多くの患者を診療する体制が確保できているものと考えています。

今後の方向性としては、これまでの成果を踏まえ、現在の取組をしっかりと継続して高度急性期や政策医療の機能を充実するとともに、安定的な経営基盤を確立し、将来にわたって県民医療の基幹病院として安心安全な医療を提供する使命を果たしていくことが必要と考えています。

こうしたことを踏まえ、資料下段、令和5年度から8年度までの第五期中期事業計画では、持続可能な病院を目指してを基本理念に、1当院の果たすべき役割、2県民の求める医療機能の充実、3良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応、4地域医療機関等との医療連携、5経営基盤の強化の5項目に分けて、具体的な対応を検討していきたいと考えています。

1当院の果たすべき役割では、地域医療構想を踏まえた高度急性期、急性期機能の充実と断らない受入れ体制を堅持し、急性期を脱した患者はしっかり地域につないでいく役割を果たしていきます。

2県民の求める医療機能の充実では、(1)高度・専門医療の提供について、①これまでの高度・専門医療の深化として、周産期医療や小児医療、がん医療、救急医療、循環器医療など各領域の充実を進めるとともに、②新たな高度・専門医療の充実として、ゲノム医療への対応やロボット、ハイブリッド手術への導入検討など先端医療の活用に取り組んでいきます。

(2)政策医療については、②新型コロナ対応の経験もいかし、迅速な人員配置により感染症病床を稼働できるよう職員を増員し、第一種感染症指定医療機関として対応できるよう体制の強化に努めます。

3良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応では、(1)の①医療安全対策の推進を図るほか、(2)の①にあるように、病院でもデジタルトランスフォーメーションを推進します。現在、電子カルテをはじめとする病院総合情報システムの更新作業を進めており、単にデジタルに置き換えるだけではなく、患者の利便性や医療の質の向上を目指すこととしています。また、(1)に戻りますが、③としてサイバーテロ対策を含むセキュリティ対策にも取り組みます。(3)患者ニーズへの適切な対応を進めるほか、(4)人材確保・育成では、①働き方改革の実行について、医師の時間外労働規制の開始がいよいよ2024年に迫っており、当院のあるべき姿を現在検討しています。実行に向けて、適切に対応していきます。

4地域医療機関等との医療連携では、(2)医療情報連携の推進として、大分市が進める医療情報ネットワークに参画することとしています。

5経営基盤の強化では、(1)の経営の効率化について、①急性期医療への重点化に伴い診療報酬上の加算を獲得し、②診療報酬制度への戦略的な取組により収益を確保します。また、

(2)意識改革・業務改善を推進するため、①外部委員も含めた評価委員会や院内会議を活用した職員の経営意識の醸成に引き続き努めます。②では、現時点では経営的にも安定していることから地方公営企業法の全部適用を継続する方向を考えていますが、経営形態の確認と評価も計画期間において適切に行います。

詳細な内容については、来年1月末までに取りまとめ、外部委員を交えた経営改善推進委員会の評価を受け、パブリックコメントを実施して3月の常任委員会に御報告した後、公表する予定としています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**御手洗委員** ちょっと伺いますが、経営基盤の強化の中で、平成19年からは単年度収支黒字を継続ということですが、この資料を見ると今までの累計欠損金はもうないという解釈でいいですか。

**首藤総務経営課長** 累計欠損金は、収益的収支の隣にある利益余剰金の表を御覧いただきたいと思いますが、平成19年は59億8千万円の累積赤字になっています。

**塩月病院局次長** 現在の話だと思いますが、このグラフの上は剰余金として残っているので、欠損金はもう解消しています。

**御手洗委員** ということは、県からの補助金や助成金はないという解釈でいいですか。

**塩月病院局次長** 本来、病院ではなく県が負担すべき金額、例えば感染症医療とか、一定程度経営努力をしても黒字化が難しい分野は法律上も県が負担することになっていて、そういった負担金をいただいています。

**御手洗委員** この資料では、県からの助成金や負担金はありますが（「いや、あります」と言う者あり）であれば、資料2ページで病床稼働率を87%と設定していますが、これは単純に考えてもう少し努力できるのではないかと思うんです。いかがですか。

**井上病院局長** 昔は私どもの病院も稼働率100%を設定して、空きベッドを作らない医療経営が一番いいとなっていました。そこで何が起こったかという、患者が長く入院するということが起こります。出来高算定方式だったので、ものがあって患者がいて、何かすれば全部収入になる。ところが、一定の医療行為にいくらの収益を与えるという形になったので、それを完遂させるために長く入院させるとどんどん病院の持ち出しが増えるわけです。

結果的に何が起こったかという、上手に早く治すことが一番求められ、それに対して一番いい収益を与えるという考え方になったので、在院日数はどんどん短くなります。病院は、収益を確保できない時代になってきました。

一方で、医療には計画的にいつ入院してこんな療養をするという予定入院と、予定外の緊急入院があります。緊急入院を断って、予定だけの診療を行えば計画的に100%稼働できますが、いつでも受けられるようにするためには空床を作らざるを得ません。そうすると、一定量の空床を作った上で緊急入院を受け入れながら、予定入院をできるだけ回転させるという二つのやり方をしないと病院は運営できません。

結論から申し上げますと、どれだけ頑張っても病床稼働率を上げて90%にはいかないか、ぎりぎりかと思います。100%にすると急患を受けられないので、そう考えると、非常にすばらしい業績を上げている病院でも大抵90%が限界だと思います。経験的にもそうですし、収益的にもそのぐらいの稼働率が現実ではないかと思ってやっています。

**御手洗委員** 分かりましたが、509床になるんですよね。それで87%となると、毎日60床ぐらいベッドが余るんですよね。（「はい」と言う者あり）60床だから、やはりおっしゃ

るようなこともあります、個人的には90%を超してもいいのかなと思います。

**井上病院局長** 私が知り得る高度急性期病院で、90%以上を超えて稼働を続けている病院は知りません。やはり救命救急医療とかをやらないといけないので。

例えば、県立病院の救命センターのベッドは12床ありますが、急患をいつでも取れるように3床は必ず空けておけという指導があります。ほかの病床も昼間、夜間の急患のために、ある程度、必ず空けておく必要があります。でなければ、患者が出るまでは急患を入れられない状態になります。そう考えると、病院を回していくためには、やはり数十床ぐらいの空床は必ず要ります。

ですから、いつ誰が入って誰が出るという予定入院をして、これで全部が回る病院であれば100%は可能です。非常に疑問を持たれて、なかなか御理解いただけない点かもしれませんが、高度急性期病院をやるということは、そういう数字でいかざるを得ないと私は思っています。もう少し努力する可能性は残されますが、90%以上になるのはなかなか難しいと、個人的には考えています。

**後藤副委員長** 3番の良質な医療提供体制の確保と患者ニーズの対応の（4）人材確保と育成について。

若い人はどうしても、大分県なら大分市とか別府市に住みたいので、全国からハローワークとかを通じて募集するなら、例えば、県立病院は35人と言わずに50人ぐらいを募集して、地域医療体制が整っていないところに看護師を派遣するとか、そういうことはなかなか難しいでしょうか。

**井上病院局長** 実は、35人の増員のうち数人をそういう形で充てられないかと考えています。感染症が収まっているときにはそういう対外的な交流と、要するに派遣や研修も含めて足りないところに人を出せないとか、医師も今、姫島村に健診に行ったりしているので、そういう形でできないかと、少しそういう部分の数を頭の中に入れてお願いした数字です。

**後藤副委員長** さきほどから話を聞いていると、やっぱり医大とか県立病院には若い方や看護師として働きたい方が多いので、将来を考えるとそこで絶対に人を確保しておかないと。

急にはなかなか育たないし、集められないので、10人とか20人でも地域では足りなくなるので、3人と言わず、今のうちに確保しておくのがいいのではないかと思います。

それと、次は施設と設備のところですが、県立病院の駐車場はいつも午前中は一杯になるじゃないですか。送り迎えをしてくれる人がいれば玄関とかで降りられますが。私は肺炎のときに一番遠い駐車場から歩いて、院内に着くまでに倒れそうになったことがあるし、例えば、県立病院は正直、車椅子の方に関しては駐車場から移動しにくい印象があります。ゲートがあつてくぐりにくいところもあるので、例えば、入口に立体駐車場を整備して2階へつなげるとか、何かそういうのをすると診察を受けに来た方も楽になると思うし、駐車場から院内に行く際の、雨に濡れない通路の確保とかを将来的に検討してもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

**井上病院局長** 車椅子利用の方に関しては、正面駐車場の向かって左手奥に屋根付の部分がありますが、そこは台数が限られています。副委員長の御指摘は、一般駐車場からのアクセス、それから屋根付がちょっと足りないのではないかと。そこも少し工夫しながらやっていますが、まだ足りないと思っています。

利用時間に集中する、利用時間がちょっとでも過ぎるとがらがらになるので、そういう部分の有効な活用の仕方、それから立体化も含めて毎年検討しています。患者の声を聞きながら、もう少し利便性が高まらないか検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**後藤副委員長** というのも、立体駐車場をあそこにつくると平面が広いので、もしこれから先に何か、例えば今回コロナがはやり始めたときに、ドライブスルー方式で検査を実施するとかありましたが、そういった場所を緊急的に確保するという意味でも県立病院の駐車場は活用で

きます。

また、50年先か分かりませんが地域医療が崩壊して、大分市に人口が集中するようになるのが必ず来ると思っています。50年先ぐらいを見据えると県立病院の充実が絶対に大事だと思ったので、ぜひ県立病院も、大分県の医療の50年先ぐらいを見据えてこういったことも考えるとよいのではないかと勝手に感じているので、よろしくお願いします。

**玉田委員** 一つだけ。事業計画のうちこれからの経営——今回のコロナの関係です。今回、この表を見ると令和2年、令和3年で一般会計の負担金とかもコロナ対応で増えている。これは多分コロナの影響だと思いますが、負担金が増えているのは、これは違うんですかね。（「先進医療です」と言う者あり）そうですか、ごめんなさい。

では、コロナ病床の確保に係る補助金がありますよね。そういう部分が経営にやっぱり影響してくるとか、令和5年から令和8年の間にコロナの収束はまだ見込めないことを前提でこの計画を立てていくとか、現実にはこの前の議案にあったように定数を増やすとかの対応は緊急に必要なんだという話もあったので、そういう意味では答弁はいりませんが、ここの県民の求める医療機能の充実の中で、新しい感染症に対する問題とかについても少し、これからの議論の中で深めてほしいと思うので、よろしくお願いします。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午前12時00分休憩

午後 1時00分再開

**二ノ宮委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願います。

初めに、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第104号議案個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**河野県民生活・男女共同参画課長** 資料の2ページを御覧ください。

議案書の8ページ、第104号議案個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会関係部分である3ページの赤枠部分、第3条大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正について説明します。

次に、5ページを御覧ください。

本条例は、特殊詐欺等の被害が社会問題となっていることから、県や事業者及び青少年の育成に携わる者の責務等を明らかにするとともに、被害防止に関する基本的施策や被害防止のための必要な措置を定め、特殊詐欺等の被害から県民を守ることを目的としています。

2にあるとおり、昨年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、本法律の制定により個人情報保護法が改正され、適用対象に地方公共団体が追加されます。

3にあるように、個人情報保護法の適用対象に地方公共団体が追加されたことに伴い、関係条文が新設されたことから、第6章の第127条第1項に規定されている個人情報保護委員会の設置が、条ずれで第130条第1項に変更さ

れます。

このため4にあるように、大分県特殊詐欺等被害防止条例の第24条において、個人情報保護法で規定している個人情報保護委員会の条文を引用しているため、本条例の規定の整備を行うものです。

最後に5の施行日ですが、個人情報保護法が改正される令和5年4月1日となります。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境関係部分について、執行部の説明を求めます。

**高橋生活環境部長** それでは、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部関係について御説明します。

資料の6ページを御覧ください。

今回の補正予算では、国の経済対策を踏まえた省エネに向けた設備導入の支援や、令和6年春に開催されるデスティネーションキャンペーンに向けた準備経費を計上しています。生活環境部関係の令和4年度一般会計補正予算案は、左上区分の上から2段目、第4号補正予算案欄の生活環境部部計の①1億9,387万1千円です。これを既決予算に加えた本年度予算の総

額は、②127億8,125万9千円です。

補正予算の詳細については、担当課室長から説明します。御審議のほどよろしくお願ひします。

**岩男脱炭素社会推進室長** 資料の7ページを御覧ください。

1番の地域再生可能エネルギー導入推進事業、補正予算額1億7,160万円です。

この事業は、地域への再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電等を導入する一般家庭や事業者に助成を行うものです。まず、太陽光発電について、一般家庭には1キロワット当たり7万円、民間事業者には1キロワット当たり5万円の定額補助となります。

次に、蓄電池については補助率3分の1、ただし、国の交付単価である1キロワットアワー当たり15.5万円に補助率3分の1を乗じた1キロワットアワー当たり5.16万円を上限に補助します。また、蓄電池は太陽光発電施設の付帯設備となるため、蓄電池のみの申請はできない仕組みとなっており、民間事業者については補助上限を100万円としています。

なお、執行については国に事業申請し、採択された後、補助金の申請期間を一定期間確保する必要があるため、次年度に繰り越して実施する予定です。

**浜田自然保護推進室長** 次に、2番の国立公園等施設整備事業、補正予算額2,227万1千円です。

この事業は、デスティネーションキャンペーンに向け安心して登山ができる環境を整備するため、平成17年に久住山避難小屋に設置したバイオマストイレの汚泥除去を実施するものです。久住山の山頂付近に設置しているため、輸送にはヘリコプターを使用することとしています。

なお、執行については山間部での作業であり、冬期には施工が困難になるので、次年度に繰り越して実施する予定です。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願ひします。

**三浦委員** 1番の再生可能エネルギーの関係ですが、一般家庭に1キロワット当たり7万円、民間事業者に1キロワット当たり5万円、あとは蓄電池ということですが、もうかなり浸透している印象があります。

数的にと言うか、積み上げていく中でその辺をどう見ているのか。また、これは繰り越すということなので、スケジュールはどういう想定をしているのか、その辺を教えてください。

**岩男脱炭素社会推進室長** 基本的に一般家庭や事業者が対象で、太陽光発電については新築家庭の約8割ぐらいが付けています。ただ、こういった中で今回、自家消費型が今後必要になってくることも踏まえて、基本的には太陽光単体というよりは、自家消費型の蓄電池と太陽光を組み合わせた形でできればと思っています。事業の期間については、1年ぐらいは必要なのかなと考えています。

繰越しに関して、国で補正予算は成立しましたが、まだ補助要項等が定まっていません。そこも踏まえながら、今後スピーディーに進めていきたいと考えています。

**三浦委員** 新築一戸建てだと約8割が設置と、国もこれからということですが、そうすると事業者がどれぐらいとか、いつから申請を開始してどういった方が対象になるのかとか、その辺を少し教えてほしいのですが。

**岩男脱炭素社会推進室長** おおむね一般家庭は250軒程度を考えています。それから、事業者に向けては今回、大きな事業者に関しては商工観光労働部で対応しているので、私どもが対応するのは一般家庭とほぼ変わりがないぐらいの大きさを付ける個人事業主などを考えています。

そのサービス事業者等の全体件数は、はっきり言ってなかなか把握ができていないと思っており、おおむね1割くらいでまずは積み上げていこうと思っています。

**元吉委員** 2番の自然保護推進室の事業について、汚泥処理はどれぐらいの件数で、処理する頻度を教えてください。

**浜田自然保護推進室長** トイレは平成17年に

設置しましたが、業者の話によると、使っている頻度によっても違いますが、5年から10年で汚泥を引き上げないといけないと当初は聞いていたようです。ただ、こちらはバイオ材を頻繁に入れるということで、17年ほど今の状況のまま引き抜きもせずに運営してきました。

ただ、8立方メートルがますの限度で、現在はほぼ満杯になっていることもあって、今回引き抜きをしようと思っています。

**元吉委員** 場所は。

**浜田自然保護推進室長** 久住分かれの所に避難小屋とあわせて1か所トイレを設置しています。そのみです。

**岩男脱炭素社会推進室長** さきほどの三浦委員の質問の中であった新築の8割ですが、私の言葉足らずで申し訳ありません。太陽光が設置されている住宅の割合として、新築が8割あるということです。

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

次に、継続請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて執行部の説明を求めます。

**若松食品・生活衛生課長** 資料の8ページを御覧ください。

継続請願となっている犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて、まずは殺処分頭数そのものを減らすため、引取頭数の削減や譲渡促進に向けた取組を進めます。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**後藤副委員長** この件に関しては、いつもおおいた動物との共生を考える会の方の話も聞きますが、もちろん安楽死を求めたいという思いはあります。

ただ一方で、特に猫に関して、最近は一部の

ボランティアに頼っている状況が続いています。猫が保護される場合に、一部の心あるボランティアに声が集中して日々の生活の中で自分の時間を削って、その方ももう引き取れないとは言いにくい状況があります。

特に猫です。犬は割と何とかありますが、猫は数が増えていて、それと避妊、去勢とかに関しては反対する方が多くて、要は捕まえて手術に出そうとすると、それをさせない方も結構いるんですよ。社会において、不幸にも殺される猫がいないようにするのが一番だと思うし、皆さんもこの問題で人が割られるとかお金がかかるとかにならない方がいいと思っています。いずれにしても1回、この問題に関してはボランティアへの聞き取りとか調査を詳しくしていただけないかと、お願いされました。自腹でやっている方がほとんどで、とにかく時間と金がかかると。

今、やっぱり猫は増えていますね。都町ではさくらねこ会議というのをやっているから、一時期は減りましたがまた増えて、それで苦労されている方が多い。また、深島では1回どうぶつ基金で猫を減らしましたが、猫を持ち込む方がいて、最近は増えているのではないかという話もあります。釣りに来る方が船で猫を連れて来るのかもしれない。近親交配なんかで、体がすごく弱っている猫が多いという話を聞くので、そういったのを含めてこの問題を長くやらないでいい社会を、SDGsのためにもいいと思っています。

生活環境部で本気で取り組んでいただけないかとおおいた動物との共生を考える会の方から言われたので、その点について、もし何かコメントをいただければと思います。いかがでしょうか。

**若松食品・生活衛生課長** 猫の譲渡については、本当にボランティアの御協力が必要と感じています。ほかの県でも進んでいるところは大きなボランティア団体があって、そこで引き取っていただいている状況もあるので、ボランティアと協働しながら事業を進めたいと思います。

**後藤副委員長** 大規模調査とかはしていただけ

ませんか。ボランティア……

**若松食品・生活衛生課長** 前回、一部のボランティアとは意見交換をさせていただいたところですが、前向きに考えたいと思っています。

**後藤副委員長** どうかよろしくお願いします。その上で、請願は継続としていただくとありがたい。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。継続審査の申出がありました。皆さんどうでしょうか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** では、御異議はないので、本請願は継続審査とすべきものと決定します。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、試行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①から④の報告をお願いします。

**佐藤うつくし作戦推進課長** 資料の9ページを御覧ください。

第3次大分県環境基本計画の令和3年度における実施状況について説明します。

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画として平成28年度にスタートした第3次の環境基本計画で、目指すべき環境の将来像を、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとし、五つの基本目標を掲げ施策を展開しています。

次のページを御覧ください。

左上の表1、計画に定めた環境指標の評価結果について、基本目標1から5の中で合計53指標を定め、毎年進捗を管理しています。令和3年度は達成が27項目、概ね達成が16項目で合わせて43項目81.1%となっており、計画達成に向けおおむね順調に進捗しているものと考えています。

2の環境指標ごとの評価結果を御覧ください。

次ページ以降にかけて、53指標の達成率等を記載しています。今回は、このうち目標を達成している指標及び未達成の指標について、主なものを御説明します。

まず、目標を達成している指標です。12ページの34番の二酸化炭素排出量は2年遅れでデータが公表されるため令和元年度の数値になりますが、家庭における電力等のエネルギー消費量の減少などにより、削減目標を上回りました。今後も広く県民に呼びかけ、一人一人のライフスタイルの転換を促していくとともに、脱炭素社会の実現に向けてさらなる排出削減の取組を進めていきます。

次に、未達となっている指標です。コロナ禍にあつて、人を集めて行う環境保全活動や環境関連イベント等が行いづらく、実績が低迷したもの、例えば49番の県民一斉おおいとうつくし大行動への参加者数や、11ページの26番の海岸清掃参加者数などがありました。

そうした中、一昨年に比べるとコロナの感染状況に注意しながら、また、感染防止対策を講じながら、従来のような活動が少しずつ戻っています。県としても引き続き、環境保全活動等の促進に取り組みます。また、コロナとは関係なく未達となっている指標、11ページの28番の一般廃棄物リサイクル率では様々な要因が考えられますが、市町村の収集コストの問題から、プラスチックごみの分別回収が進んでいないことが要因の一つです。リサイクル率向上には、ごみを焼却した後の焼却灰の資源化が効果的であることから、市や町が行う焼却灰のセメント原料化に伴う補助を実施しており、今後とも一般廃棄物のリサイクル率の向上に向けて取り組みます。

**若松食品・生活衛生課長** 資料の13ページを御覧ください。

第6次大分県食品安全行動計画の策定について御説明します。

初めに、1の計画の目的及び位置付けですが、本計画は、食を取り巻く環境の変化や課題に対応し、食品の安全性の確保に関する施策を定め

るもので、平成18年に第1次計画を策定して以降、改訂を重ねて各施策に取り組んでいます。また、本計画は食品安全基本法や大分県食の安全・安心推進条例に基づく計画、安心・活力・発展プラン2015の部門計画に位置付けられています。

次に、2の計画の概要ですが、期間は令和5年度から令和9年度の5年間としています。新計画のポイントは、HACCP（ハサップ）の制度化や持続可能な社会の実現などに関心が高まっているため、事業者による自主管理の推進、SDGs達成に向けた取組と考えており、次にお示しする基本的な三つの柱を基に計画を策定しています。

柱1は、食の安全・安心確保のための体制整備です。この計画全体の調整や進行管理を行うため、危機管理体制の強化や県民の参画を促進します。

柱2は、生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保です。フードチェーンの各段階で目標を定めており、例えば、生産者では国際水準GAPの取組普及、製造・加工事業者等ではHACCPに沿った衛生管理の定着支援を新たに追加する予定です。

柱3は、関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働活動です。事業者や消費者への分かりやすい情報提供や食育の取組を推進します。

3の今後のスケジュールですが、大分県食品安全推進県民会議等で御意見を聞き、3月下旬に計画の公表を予定しています。

**北村環境保全課長** 資料の14ページを御覧ください。

大分県水道広域化推進プランの策定について御説明します。

まず、1の策定根拠を御覧ください。平成30年に水道法が改正され、県に水道事業者の広域連携の推進役としての責務が規定されるとともに、平成31年の総務省及び厚生労働省の通知により、県が水道事業に係る広域化推進方針を令和4年度末までに策定するよう求められています。このため、現在、県市町村振興課が主

体となり、当課も連携して市町村と意見交換等を行いながらプランの策定を進めています。

次に、2のこれまでの取組を御覧ください。県は、平成30年度に大分県水道ビジョンを策定し、50年先を見据えた県内水道の理想像を描くとともに、安全・強靱・持続の観点から直近10年間の具体的な実現方策や目標を設定しました。このうち、広域化の取組については、県内では平成の大合併により水道事業が大幅に統合されてきたこと、また、県土の約7割が林野という地理的特性から水源等が様々で、施設統合が困難であることから、人材育成や資材の共同購入といった取り組みやすいものから広域化を検討してきました。

次のページを御覧ください。

3の大分県水道広域化推進プラン（案）の概要です。（1）現状と将来見通しでは、①で自然、社会的条件で50年後の水需要が33%減少すること、②と③で官民双方の担い手が不足すること、④で施設の老朽化、⑤で給水収益が減収となる中、更新費用が増加することを課題としてあげています。

次に、（2）今後の広域化に係る推進方針等についてです。資材の共同購入など11項目についてシミュレーションを行い、その結果を基に市町村の実情を踏まえた上で、推進方針を策定しています。具体的に取り組む内容としては、まず一つ目が、水道台帳システムの共同調達です。大分市が他の市町村も参入可能なクラウド型台帳システムを整備することとなっているので、そのシステムを利用できる市町村から順次共同利用を開始していきます。

次に、運転監視業務の共同委託等については、現行の運転監視システムを更新時にクラウド化し、今後の共同化による費用削減を検討するものです。

また、その他共同委託等については、次亜塩素酸ナトリウムの共同調達、保守点検業務、漏水事故対応などの共同委託などについて、引き続き各市町村の発注、委託状況等を共有しながら共同で取り組むことができるものがないか、期限を区切って研究することとしています。

さらに、市町村間での用水供給については、効果が見込まれる大分市から由布市、大分市から別府市の2か所について、引き続き施設の最適化等について研究を進めます。本県の地理的条件からハード面での統合は難しいものの、持続的な経営を確保する観点から、各ブロックで順次広域連携の取組を進め、少しでも住民の負担を軽減することとしています。

今後、素案について1か月ほどパブリックコメントを行い、今年度中に成案を策定の上、公表する予定です。

**岩男脱炭素社会推進室長** 資料の16ページを御覧ください。

第5期大分県地球温暖化対策実行計画の改定について説明します。

初めに、1の概要ですが、この改定は昨年3月に第5期計画として策定した計画について、国の計画改訂や法改正に伴う改定を行うものです。

次に、2の計画の目的及び位置付けですが、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向け、地球温暖化を防止する緩和策とともに、気候変動の影響による被害を回避、軽減する適応策の充実を目的としています。(2)計画の位置付けは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、また、平成30年施行の気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画です。

次に、3の改定の内容ですが、一つ目は温室効果ガス排出削減目標についてです。従来の家庭、業務、運輸3部門の2030年度目標数値の変更を行うとともに、他の全ての温室効果ガスについても本県の特性を踏まえた目標の設定について検討を行っています。二つ目は、施策の実施に関する目標について、三つ目は、脱炭素化促進区域についてです。

最後に、4の今後のスケジュールですが、県内のCO2排出量の約7割を占める産業部門については、本年4月からものづくり未来会議おおいで脱炭素に向けた取組の方向性について議論いただいています。来年3月に示されるものづくり未来会議おおいでの取りまとめを計

画にしっかりと反映するため、改定素案の策定を来年3月に延期したいと考えています。その後、5月から6月頃にパブリックコメントにより、県民から幅広く意見を伺う予定としています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**後藤副委員長** 地球温暖化に関して、今回、私も玉田委員も一般質問をしました。また、常任委員会として長野県へ視察に行きましたが、県民挙げてと言いますか、子どものうちからいろいろ教えているんだろうなという感じがしました。

やっぱり子どものときに習わないと、多分大人になったらしないので、ぜひ子どものうちからそういう環境教育に力を入れるのが、一番お金がかからなくていいんじゃないかと思うんです。そうすることによって、小さな活動ですが再配達等をしないようにするとか、そういったことに結び付くのではないかなと思いました。

また、視察先で触れる地球儀というのを見ましたが、あれは教材としては高いかもしれませんが、ああいうものがあることによって、自分たちの地球がどうなっているのかを目で見て感じてくれる子どもが増えてほしいなと思いました。やっぱり、そういう学校現場との関係を強化することも考えていただきたいなど。

地球温暖化対策の先進県と言いますか、長野県に行って私は個人的にそう思いましたが、その辺に力を入れていただきたいなど。どうでしょうか。何か考えていただければと思いますが。**岩男脱炭素社会推進室長** 私どもも、やはり小さい頃からそういったものを根付かせていく必要があると思っています。

地球温暖化防止活動学生推進員を任命していますが、今年度はこの方たちへ、小中学生に啓発をするための道具などを検討いただいています。それから、大分県気候変動適応センターにおいて、今年は日出町の中学校に出前授業でお伺いしました。非常に中学生の皆さんの目が輝いていました。また、おおいとうつくし感

謝祭でもブースを出して、そこもやはり小さな子どもたちも来て、保護者と一緒に見ていただいています。

小さい頃からやっていくのは非常に重要かと思うので、そういった意味では今後もできるだけ進めていきたいと思っています。

**後藤副委員長** 我々議員は、県民の皆さんからいろいろ聞くことができますが、その中で、最近なるほどなと思ったのが、行政なんかもよく街頭キャンペーンとかでいろんなものを配りますよね。あれはすぐ捨てられるし、そのときだけだし、あんなものは多分使わないから本当にお金をかけてやる必要があるのかなと思っています。の方が結構いるんじゃないかということ。

何かそういうのを少しずつ、本当に必要なものだけにした方がいいという県民は多いんじゃないかと、そういう声をいただいたので。ぜひ聞いていただければと思って。よろしくお願ひします。

**三浦委員** 1点目がカーボンニュートラルの関係で、正にこれから実行計画の改定ということですが、やはり大分県の特性を見ると企業、とりわけ大分コンビナートの企業群の皆さんのGX（グリーントランスフォーメーション）の意識というか推進は不可欠です。ものづくり未来会議おおいたは工業振興課が担当だと思いますが、大分コンビナートのGX推進で、年度末に取組の方向性等を示すと耳にしていますが、その辺は、所管の生活環境部としてどのように聞いているのか状況を教えてください。

次に水道ビジョンの関係ですが、少し分りづらなのがシステムの台帳が各市町村で異なり、その間は研究をしていくという点です。県内市町村全ての共同利用開始が令和10年とかなり先で、まだ半分の市町村で台帳の更新がされていません。市町村で更新時期が違うのは仕方がないことですが、これにあわせて早急に何か対応が取れないのかと。数字だけを見ると客観的に思いますが、その2点を伺います。

**岩男脱炭素社会推進室長** 脱炭素の産業部門に関する御質問ですが、実を言うと、私どもも単独で大分コンビナートの各企業にヒアリングを

しています。そのときに商工観光労働部の工業振興課も一緒になって、今進めています。

具体的にはやはり県の場合、約7割がさきほど申したとおり産業部門になります。各企業についても全国ベースではいろいろ目標をお持ちですが、大分地区でどれぐらいになるのかは、まだ持ち合わせていないのが実情です。

基本的に、全国企業であれば全国ベースの削減率や目標を設定しています。大分県に事業を集約すると、残りの地域でしっかりやって、全国ベースとしては目標設定を上回る企業が出る可能性もあると思います。そういったところを考えながら、やはり現実的な目標をしっかりと設定する必要があると、今考えています。

さきほどのものづくり未来会議等に、私どもも出席してしっかり意見を聞いており、そういった意味では、商工観光労働部ともしっかり連携を取りながらやっていこうと考えています。

**北村環境保全課長** 台帳システムの更新について御質問いただきました。

現状は、各市町村でシステムがある所と紙でしか管理していない所とか、実態としてはばらばらで、そこに今、国が示した台帳システムがありますが、大分市がそれを導入すると。どの市町村も共同でやるのはいいと言っており、それが可能なところから随時入っていくということで、令和7年度には別府市、津久見市、杵築市、九重町が入っていきます。

今、全く管理していないということではなく、現状でも独自のシステムでやっている所もあれば、そうじゃない所もあり混在しています。ただ、共同でやった方が将来的には広域化を見据えて合理化ができるのではないかと、これを進めていきたいと考えています。

**三浦委員** コンビナートのGXですが、これは極端な話を言うと、一方では企業群の稼働等の問題で、とても大きな難しい課題も見えてきます。非常に今、企業群の皆さんもどうしたものかというところがあるようなので、しっかり声を聞きながら、いい形の計画を期待しているので、よろしくお願ひします。

**玉田委員** さきほどの後藤副委員長の話にもあ

った触れる地球儀ですね。地球温暖化の様子が、対策を行った場合と行わない場合とで違いが分かる。あわせて世界中で起こっている地震とかプレートがどれくらい動いているとか、そういうのもやっぱりリアルに見れるので、ぜひ教育機関への導入はいいのじゃないかと思います。

長野県の場合は、大きいものと小さいものと二つあって、小さいものを学校に持って行ってやっているということでしたが、例えば、今回出している環境基本計画の指標の中で、今回はコロナがあったからだと思いますが、歴史博物館とか先哲資料館、ここが未達になっているとか、そういう所とうまく絡めながらやっていければいろいろ広がるのじゃないか。

そういう視点で見ると、環境基本計画の成果指標の中では、例えば、土木とか教育とかの分野はちょっと少ないなという思いで見えていたので、そこは今言ったように、そういうツールを使うことで教育と連携できるというのが一つ。それからここで言うと、熱中症一次休憩所設置箇所数は未達で、こういう指標はあるけど、一方でヒートショックで亡くなる人の数だとか、それは住宅の断熱構造をしっかりとすることでヒートショックが避けられて、あるいは脱炭素住宅に近づくと。そういう指標でいろいろ他部局との連携、これから多分脱炭素の所がコアになるべきだと申し上げていますが、そういう意味でも環境基本計画の指標を見直して、さきほどの温暖化対策実行計画とうまく連動するようにしたら、大分県版のものができるとは思っていないかと思っています。

もう一つ、三浦委員からも話がありましたが、私のイメージとして大分県の場合、脱炭素の問題は、やっぱりどうしても臨海部に目が行ってしまって、そこが減らないとなかなか大分県全体は達成できないイメージを持ってしまっているのではないかと。実は県民運動として、それぞれの地域で積み重ねていくことをしっかりと今度の計画で入れてほしいなという意見。何かコメントがあればお願いします。

それともう一つ、水道の件ですが、水道広域プランはそれぞれの河川の流域で設定されてい

るのか。例えば、中部だったら大野川、大分川の源流から下流までとか、そういう設定で色分けされているのか。もし区域の仕方で何か考え方があれば、教えてほしいと思います。

**岩男脱炭素社会推進室長** さきほどの指標やヒートショックとか、こちらについてはうつくし作戦推進課が担当課になるので、そうしたことも考えながら、計画の改定時とかにまた検討させていただきます。

それから、普及啓発に関して、正に委員が言うとおりで、やはり県内全体を見ると、やはり海辺のコンビナート辺りが一番排出量が多いのでそこに目が行きますが、全体的に考えていただく必要があります。

そういった意味で、私どももこれから市町村をしっかりと回って、各地域が今どのような状況かも踏まえながら、それぞれでできるところを考えつつ、全体的な啓発も進めていきたいと考えています。

**佐藤うつくし作戦推進課長** 環境基本計画は私どもで担当しています。

今、玉田委員から御指摘いただいたことですが、今の計画が令和6年度までになっています。余り期間がないので、計画自体を見直して新しい指標をとという流れは難しいですが、当然、連携できるところは各部局、教育委員会も含めて連携して進めていきたいと思っています。

さきほど後藤副委員長が言われた環境教育の分野ですが、子どもの時期からの環境教育は重要だと。私どもも本当にそう考えており、学校教育の現場でお願いしてやっていただいているのですが、そこまで十分にできているのかは、ちょっと疑問符が付くところもあると思います。

私どもとしては、学校現場に対して環境教育アドバイザーという制度を持っているので、環境の専門家を学校に派遣して環境教育をやってもらっています。そういったものを活発に活用しながら進めていきたいと思っています。

**北村環境保全課長** 圏域の設定の仕方ですが、平成30年度に設定した水道ビジョンのときにブロックを設定していて、そのときには広域も見据えた上でのビジョンということで、地勢と

か水源の位置とか自然条件、社会経済条件等を踏まえて、振興局の管轄をベースに設定しています。ただ、これは固定ではなく柔軟に、さきほどの用水供給で大分市から別府市への検討をしているように、可能性のあるものについては圏域を越えて検討していきたいと思っています。

**玉田委員** 温暖化対策についてはいろいろ横串でされていると思いますが、ぜひ。特にまた、今度の中では県営住宅の断熱化を進めるとか、具体的に県有施設のいろんな課題も出てくると思うので、その辺も含めて検討していただきたいと思っています。

それから、さっきの水道の件ですが、流域ごとですかと聞いたのは、これから財源として、もし流域単位であれば、森林環境譲与税を何かの形で充てることとか検討できるのかなと思ったので、その辺の研究もしていただきたいなど。これから財源がなくてかなり困ると思うので、その辺も検討していただきたいと思っています。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、次に⑤と⑥の報告をお願いします。

**小野危機管理室長** 資料の17ページを御覧ください。

日出生台演習場の米軍使用に関する協定の更新について御説明します。

1の協定の概要ですが、この協定の目的は、日出生台演習場の米軍使用（沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練）について、基本的遵守事項を定めるとともに、地域住民の不安や懸念の解消を図り、良好な地域の生活環境及び自然環境を確保することであり、県及び地元3市町と九州防衛局との間で締結しているもので、10月末に5年間の有効期間を満了することから先日、10月28日に更新を行いました。

2の確認書の概要ですが、この確認書は前回、平成29年の更新時に県、市町から、米軍の実弾射撃訓練に係る時間短縮や情報開示など（1）

から（4）の事項を要望し、九州防衛局が実現に努めることを、全ての当事者で確認したものです。

3の九州防衛局との合意ですが、協定の更新にあたり議論を重ねた結果、現協定と確認書に異議がないことを全ての当事者で確認し、引き続き5年間の有効期間延長を行いました。これにより、九州防衛局は今後も米軍と調整するなど誠意をもって措置することとなりました。

県としては、本協定に基づき引き続き、地元市町とともに県民の不安解消、安全確保を第一に取り組みます。

**木許消防保安室長** 資料の18ページを御覧ください。

防災ヘリコプターとよかぜの更新について御説明します。

初めに資料の左、現状と課題のうち、国の動きとして、長野県や群馬県で相次いで防災ヘリコプターの墜落事故が発生したことに伴い、令和元年10月に消防庁長官名で2人操縦士体制を確立することなどが盛り込まれた消防防災ヘリコプターの運航に関する基準が示されました。

次に、本県の状況ですが、この基準により本県でも今年度から2人操縦士体制に運航体制を改めました。しかしながら、操縦士の1名増員により、機体重量の超過によるパワー不足が顕在化し、特にくじゅう連山での高所山岳救助時には下降気流の影響を受けることもあり、機体発動機への負担の解消が喫緊の課題となっています。

こうした事態に対応するため、現在、山岳救助時の降下隊員の投入方法について、1名を現場に残置するなど臨機な対応に努めているところですが、従来に比べ大幅な救助時間の増加や、現場に残した隊員の回収が日没により困難となるおそれ、また、パワー不足による隊員や要救助者の安全確保、並びにエンジンへの高負荷の影響による運航停止の懸念など多くの問題が生じています。

防災ヘリコプターの機動性をいかに、要救助者及び隊員の安全確保はもとより、県民の生命、身体、財産を守るという使命を果たすためには

防災ヘリコプターの安全運航体制の確保が何より重要です。このため、早急に機体更新に着手し、供用開始ができるよう、令和5年度の骨格予算に計上し、お諮りすることとしています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑦の報告をお願いします。

**高橋生活環境部長** 資料の19ページを御覧ください。

令和5年度生活環境部当初予算要求の概要について説明します。

令和5年度の要求状況の公表についてですが、各部局からそれぞれの常任委員会で説明し、全ての常任委員会での説明終了後に公表するスケジュールになっています。今から当部関係を説明しますが、公表までの間、取扱いに御注意いただくようお願いします。

一番上の表中の5年度当初要求額は112億9,974万5千円となっています。これを4年度当初予算額と比較すると、額にして2億8,811万4千円、率にして2.6%の増となっています。増額の主な要因は、今回は骨格予算の編成ではありますが、喫緊の課題である防災減災対策や先端技術を活用した事業など、年度当初から対応が必要な新規事業を要求しているためです。

次の事業体系についてですが、県の長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の基本目標である1安心分野の(4)恵まれた環境の未来への継承から3発展分野の(1)生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造までの各施策に沿って要求を行っています。

次のページを御覧ください。要求している主な事業概要の一覧です。本日は、新規事業を中心に御説明します。

まず4番、プラスチックごみ削減推進事業で

す。これは、プラスチックごみ対策を総合的に推進するため、海洋プラスチックごみ発生源調査の実施や3R推進キャンペーンの普及啓発など、県民、事業者、行政の3者で取組を展開するものです。

次に6番、おおいたうつくし作戦推進事業です。これは、美しい自然と快適な地域環境を将来の世代へ継承するため、まち、ひと、なかまづくりをテーマにおおいたうつくし作戦を展開するもので、来年度はデスティネーションキャンペーンに向けた環境美化の取組等を強化します。

次に12番、衛星画像活用による水道管漏水判定事業です。これは、市町村の漏水調査の効率化を図り、漏水率の改善と水道の基盤強化を支援するため、衛星画像を用いた水道管の漏水判定を実施するものです。人工衛星からレーダーを照射して得た画像と、水道管の位置情報とをAIで解析することにより、漏水箇所の絞り込みを行います。

次に14番、防災ヘリコプター更新事業です。防災ヘリコプターの安全運航体制を確保し、大規模、広域災害等への対応能力を強化するため、令和7年度の機体更新に向け、準備に係る経費を要求するものです。

次に21番、私立学校ICT教育環境整備事業です。これは、各学校の特色をいかしつつ、私立学校におけるICT教育環境の充実を図るため、ICT教育の実施に必要な電子黒板等の周辺機器の整備に対し助成するものです。

最後ですが、次のページを御覧ください。

令和5年度当初予算要求における廃止事業です。いずれの事業も事業効果を踏まえ、統合、組替え等により廃止するものです

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**三浦委員** 1点だけ。21番の私学の関係ですが、電子黒板等もこれから要求ということで、県立高校はタブレットがほぼ100%配備されている中、私立高校の今の状況を教えていただきたい。タブレットの配備状況とか把握できて

いれば教えていただきたいと思います。

**大海私学振興・青少年課長** 私立学校における一人1台端末の整備状況については約42%と、さきほどおっしゃったように、公立学校に比べるとちょっと遅れている状況です。

**三浦委員** 先日、私学協会の皆さんとの意見交換会に参加して、同じような意見が当然出てくるわけですが、公私のバランスはあるとはいえ、課長から見て公立は100%という中、公私の比率を含めて、私立高校が42%という普及状況をいかが思いますか。

**大海私学振興・青少年課長** やはり公立に比べると、42%は低いと考えています。

**三浦委員** もっと突っ込んだ話をすると、何らかの形で、例えばですが、収入の低い方にそういった支援ができないものか。大分県の教育という格差の中になんか広がっていくのではないかと懸念しているので、その辺はいかがでしょうか。

**大海私学振興・青少年課長** まず1点、さきほど公立高校に比べると42%は低いと申しましたが、九州各県の私立学校だと第3位で、九州とか全国平均についてもほぼ同じ数値になっています。

あと、こういう状況の中で先日、私どもも私学への要望を聞かせていただきましたが、やはり保護者の負担軽減はこれからしっかり考えていかなきゃいけないと思っていて、今回、予算要求しているのは周辺機器ですね。電子黒板とかプロジェクターが国の補助条件、下限が500万円の事業費でないと国の2分の1補助を受けられないので、これについてはそれに満たない500万円以下の事業費についても県単独で2分の1補助をしようとしていて、こういったことで総合的にICT環境の整備に取り組んでいこうと考えています。

**三浦委員** これは意見ですが、九州のほかの県がどうこうではなくて、別ビジョンで大分県教育をしっかり考えないといけないのではないかと。人材育成はこれからとても大事だし、やはりお金をかけるかけないによって格差が生じるのはどうかと思うので、そこら辺はまたぜひ議

論を重ねさせていただきたいと思います。

**高橋生活環境部長** 御指摘ありがとうございます。我々も問題意識を持っていて、何かできないかなと今検討しているので、また御相談させていただきます。ありがとうございます。

**羽野委員** 12番の水道管の漏水判定事業で、これは単純に衛星画像を映して、それから判定していくのか。それとも、あらかじめ量的にいろんな段階で漏水させて、それを映して判定していくのか。どういったやり方なのか今分かっていることがあれば教えてください。

**北村環境保全課長** 画像もちろんですが、独自の技術を持った会社があって、衛星からマイクロ波を照射して、その反射によって漏水箇所をある程度絞り込めるというものです。

**羽野委員** 事前に準備はしていないんですね。現状を映して、これは漏水だろうと判定していくことになるんですか。

**北村環境保全課長** 地中に水道管があるので、画像からは分かりません。ただ、マイクロ波が地中2メートルぐらいまでは届くので、そこにあるものを反射させ、浄水と汚水との反射率の違いとか独自の技術によって、それを解析してある程度絞り込むことになります。

**羽野委員** 少ない量でも分かるということですか。

**北村環境保全課長** 理論上は分かるということですが、実際にその後、漏水調査を実施しないといけません。ローテーションを組んだりして計画的に管路の調査をやっていく上で、ある程度ここはあるだろうと絞り込んでできる点ではかなり効率化されるので、事業化したいと思っています。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 時間がないので、要望にとどめておきます。

防災で避難所の関係ですが、詳しい方から避難所での性被害が多いことに対して、避難所の男女トイレは隣り合わせじゃなくて距離を取っ

た方がいと聞きました。今、多くは隣合わせではないかと思いますが、今後、建物を建てる時とか改修の際に、その辺の配慮もいただくと。大事な問題と思うので要望します。

**二ノ宮委員長** 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 別にないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

**二ノ宮委員長** これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**山田福祉保健部長** それでは、資料の2ページをお願いします。

第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係について御説明します。

今回の補正予算は、子ども子育て支援関係の2事業であり、一つは全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産、子育てできるよう、国が新たに創設する出産・子育て応援交付金事業を活用し、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するための予算、もう一つは保育所等の送迎用バスに対する安全装置の導入を支援し、子どもの安全安心を確保するための予算です。

福祉保健部関係の補正予算額は、表の左側、中段の補正予算第4号（12月補正）欄の福祉保健部部計の①7億8,945万円です。既決予算と合わせた現計予算額は、②1,339億9,800万1千円となります。

事業の詳細については担当課長から説明しま

す。御審議のほどよろしくをお願いします。

**内海こども未来課長** 資料の3ページをお願いします。

事業名、伴走型出産・子育て応援事業は補正予算額7億5千万円です。

この事業は、妊娠届出時からの伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠や出産を届け出た妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を行うものです。まず、1の経済的支援については市町村において、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円、出生届出時に新生児1人当たり5万円をそれぞれ給付します。負担割合は国3分の2、県6分の1、市町村6分の1となります。なお、令和4年4月以降に妊娠、出産を届け出た妊婦、子育て世帯については記載のとおり遡及して適用することとしています。

次に、2の伴走型相談支援についてですが、これは、各市町村において全ての妊婦や子育て世帯を対象に、出産、育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信等を行うことを通じて、両親学級、一時預かり等の必要な支援につなぐなど、伴走型による切れ目ない相談支援に取り組むものです。

次に、4ページをお願いします。

事業名、送迎用バス安心・安全対策支援事業は補正予算額3,945万円です。

この事業は、バスによる送迎時に児童生徒の安全を確保するため、保育所等が行うバスの安全装置の整備に対し助成するものです。福祉保健部、生活環境部、教育委員会のそれぞれが所管する施設について所要の予算を計上していますが、福祉保健部の対象については下の方にある表の太字で示している、保育所、私立幼稚園等の幼児教育、保育施設、障害児通所支援事業所、放課後児童クラブとなります。表の右側に示しているとおり、令和5年4月1日から安全装置の装備が義務化される幼児教育、保育施設と障害児通所支援事業所については、上に戻って①に記載のとおり、補助上限額を20万円とし、全額国費により補助します。

安全装置の義務化対象とはなっていないものの、国庫補助対象となる放課後児童クラブにつ

いては②のとおり、施設負担が実質的にゼロとなる①との均衡を考慮し、事業実施主体である市町村が施設負担分を補助基準額20万円の範囲内で全額補助した場合、県独自に4分の1を上乗せして補助します。国の補助制度は今後詳細が示される予定なので、詳細が示され次第、国の制度に準じて行います。また、安全装置の例としては、中ほどに記載のとおり、園児が残っていないか職員が確認しながらバス後方のボタンを押すような方式が考えられますが、具体的には国から年内に安全装置の仕様に関するガイドラインが示される予定であり、それに準拠した装置が補助の対象となります。

なお、静岡県での不適切保育の事案なども踏まえて、年明けには保育所、認定子ども園、幼稚園等の施設長を対象とした研修会の開催を検討しています。引き続き、保育所等が安全安心な場所となるよう県としても取り組みます。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案件については私学振興・青少年課及び義務教育課にも関係するため、大海私学振興・青少年課長及び溝口義務教育課参事にも御出席いただいています。

それでは質疑、御意見があればお願いします。

**玉田委員** 一つだけ確認です。伴走型出産・子育て応援事業の中で遡及適用される部分で、これは出産のみを見るということですか。要するに、遡及適用時には出産のみを見て10万円給付するという考え方でいいのでしょうか。4月以降に妊娠したが流産したケースについてはどうなりますか。

**内海こども未来課長** 途中で流産された場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届が出された方に対しては5万円相当を支給することとなっています。

**玉田委員** では、遡及されても運用は同じだという理解でいいですね。分かりました。

**後藤副委員長** 伴走型出産・子育て応援事業についてですが、これは例えば、妊娠、出産の人が知らなかったとかいうことがないように、どうやって知ることができるのか。直接振込のよ

うな感じですか。

**内海こども未来課長** 周知については、基本的に妊娠届出時と出生届出時にそれぞれしっかり面談を行って、こういった制度があると伝える予定です。今回の10万円だけでなく、伴走型相談支援も肝だと考えているので、そちらでしっかり制度周知をしていきたいと考えています。

**後藤副委員長** 10万円はうれしいと思います。ただ、いつも思いますが、この手のものでお金をもらえるとうれしいですが、それだけじゃなくて、せっかく子育て満足度日本一と言っているのに、例えば、とにかく頑張っただけで子どもをたくさん産んで育ててくださいとか知事が一言メッセージを入れて手紙を送るとか。

そういうのをすると、やっぱり産んでよかったなと思うんじゃないかなと思ったりします。何かお金をもらえるとかより、そういう大分県としての優しさがあつたらどうかと思いました。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した生活環境部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続請願20物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**土師保護・監査指導室長** 5ページをお願いします。

継続請願20物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について御説明します。

公的年金制度については、国において制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図り、将来的に安心な年金制度を構築するため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化等所要の措置が講じられています。

令和4年10月分の全国消費者物価指数は、103.7で前年同月比3.7%の上昇となっています。令和5年度の年金改定率は、本年の物価変動率と昨年度以前3年度平均の賃金変動率に基づき、来年1月に決定される見込みです。年金法では支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、物価変動率より賃金変動率が下回る場合には、賃金変動率に合わせて改定することとされています。

このような中、国は一般施策として物価高騰の家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するとともに、さらに一般世帯も含めて、今後予想される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする支援を予定しています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 意見です。本当に物価が上がっているのに年金は下がって、いろんな負担が増えている状況なので、ぜひ採択をお願いします。

**二ノ宮委員長** それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。皆さんどうでしょうか。

**羽野委員** もう少し状況を見たいので、継続でお願いしたい。

**二ノ宮委員長** 継続審査の申出がありましたが、皆さんどうでしょうか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** では、御異議はないので、本請願は継続審査とすべきものと決定します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

**隅田こども・家庭支援課長** 6ページをお願いします。

本年9月1日から11月30日までの3か月間で実施した子ども食堂支援クラウドファンディングの結果を御報告します。

1の寄附実績にあるように、目標金額400万円を大きく上回る542万5千円の御寄附をいただきました。

2の内訳を御覧ください。寄附をいただいた方の内訳ですが、県内が149人から275万6千円、県外が43人から266万9千円となっています。県外について、遠くは埼玉県からお隣の福岡県まで14の都府県から寄附をいただきました。なお、右下にあるように、福岡県の中にはソフトバンクホークスの今宮健太選手からの130万円の寄附が含まれています。今宮選手は安打1本につき1万円の寄附をすると宣言し、宣言どおりの寄附をいただきました。また、ふるさと納税のサイトへの応援動画掲載や、自身のインスタグラムへの投稿など、寄附だけにとどまらない応援もいただきました。

県では、各種チラシやポスターを作成し、関係機関やイベントでの配布など、幅広く周知を行ったほか、東京事務所など県外3事務所から県人会や大分県にゆかりの方に呼びかけていただくなど広報に努めました。こうした取組も県内外の多くの皆様から賛同を得ることにつながったのではないかと考えています。

寄附金については今後、大分県社会福祉協議会を通じて、県内の子ども食堂に配分を行います。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 別に御質疑等もないので、次に

②の報告をお願いします。

**渡邊福祉保健企画課長** 7ページをお願いします。

生活福祉資金特例貸付について御説明します。

1の制度概要ですが、この制度は新型コロナウイルス感染症の影響により失業したり、収入が減少した世帯等を支援するため、令和2年3月に創設され、令和4年9月までの2年半にわたり大分県社会福祉協議会を実施主体として貸付を行ったものです。資金種類は、緊急小口資金が20万円、総合支援資金が初回貸付、延長貸付、再貸付の三つで各60万円、最大で200万円の貸付けが可能となっていました。

2の貸付状況ですが、(1)の貸付額は累計で157億2,380万1千円、貸付件数は延べ4万243件となりました。年代別では円グラフで表示していますが、40代を中心に幅広く利用され、その下の業種別では飲食店が28.1%と最も多くなっています。(2)の返済開始時期ですが、令和4年3月末までの貸付分について、緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付は来月から、延長貸付は令和6年1月から、再貸付は令和7年1月からとなっています。

(3)の償還免除、償還猶予についてですが、住民税非課税世帯などの要件により償還免除を決定した数は、11月11日時点で償還対象者全体の33%にあたる5,251名、免除金額は約32億円となっています。

3の今後の対応ですが、特に支援が必要と考えられる方へのフォローアップ支援を実施していきます。例えば、償還免除を行った方に対し、市町村社会福祉協議会等に設置された自立相談支援機関による就労や家計改善、家賃支援等を実施するほか、償還免除に至らないものの償還が困難な方に対しては、償還猶予や少額返済による返済プランの見直しを提案するなど、個々の事情に応じたきめ細かな支援により生活再建を後押ししていきます。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** まず、住民税非課税世帯の方で返さないでいいことを知らずに、借りたら返さないといけないと思って借りない方もまだまだいるので、その辺の周知が行き届くように丁寧にやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**渡邊福祉保健企画課長** 貸付けは9月で一応終わって、今は償還案内をお送りしていますが、その中には免除要件が書いていて、手を挙げていただく形になっています。

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

**藤内理事兼審議監** 今見ていただいた資料を閉じていただいて、その資料の隣に福祉保健部追加資料コロナというのがあるので、それを開いていただければと思います。

それでは、1ページを御覧ください。

まず、世界の発生状況からですが、6億人を超える方が感染し、600万人を超える方が亡くなっていますが、世界的には小康状態になっています。1週間に300万人の感染者が出ていますが、その4分の1が日本からで、5週連続で日本が最も多くの新規感染者を出している状況です。

それから、国内の状況は2,500万人を超える方が感染し、国民の5人に1人が既にコロナに感染した状況で、5万人を超える方が亡くなっています。この5万人は感染者のうちの0.2%で、これは新型コロナウイルスの致死率となります。

県内の発生状況を見ていただくと、県内はもう20万人を超えて感染し、420人が亡くなっています。同じように致死率を計算すると0.2%で、全国と同じ水準になっています。

お手元の表の備考欄右下のオミクロン株流行、オミクロン株亜種検出状況を御覧ください。11月23日に、県内で初めてBA.5の亜種でBQ.1が検出されています。全国的にこれが増えていて、今後、第8波が大規模になるのか、このBQ.1がどれくらい増えるのかが鍵を握

っているとされています。

では、次の2ページを御覧ください。

各国の人口10万対新規感染者数のグラフを示していますが、見ていただきたいのは韓国です。今後の国内の感染状況を占うのに、隣の韓国の動きが非常に参考になると思います。と言うのが左の方の8月、日本の第7波のときに韓国も同じように上がっています。そして、日本と同じような形で下がってきていますが、10月以降、日本よりも少し早く韓国が上がってきています。そういう意味で、今後の日本の動向において、ある程度参考になるかと思いますが、韓国は11月中旬頃にほぼピークに達して、その後、下がるかと思いきや高止まりしています。今、国内も少し増加速度が遅くなっていますが、この水準、あるいはもう少し高い水準の高止まりが今後続くのではないかと見ています。

それから、下の方の中国で、これはニュース等で御案内のとおり、ゼロコロナ政策の転換をしています。実はゼロコロナ政策をしているにもかかわらず、1日に3、4万人の感染者が出て、もはや抑えられなくなってきたということで、政策を転換しています。今後、中国の感染者がさらに増えるのではないかと。経済的にもかなり影響が出てくるので、その注視が必要だと見ています。

では、次の3ページのカレンダーで1日ごとの地域感染者を表にしたものを御覧ください。12月2日から3日続けて青字が続き、県内も流行のピークに近づくかなと思われましたが、それから4日続けて赤字、そして本日1,224人という大きな数字が入ります。先週の2日と比べれば500人を超える増加で、まだまだ予断を許さない状況です。

次の4ページを御覧ください。

全国と大分県の感染者の推移をグラフにしています。赤い折れ線グラフを御覧ください。全国も大分県も真ん中に高い山があり、これが第7波ですが、このときの立ち上がり、このカーブの上がり具合と今の第8波の上りは緩やかになっているのを見て取れるかと思えます。

全国が第7波の半分ぐらいのレベルまで来ま

した。大分県を見ると、ちょうど今第7波のピークの3分の1程度です。このまま大分県の流行が3分の1程度で収まるのか、まだ徐々に上がって全国並みになるのかは、今後のワクチンとかの対策次第になるかと思えます。病床使用率はここのところ、35%から36%で推移しています。

次の5ページが、全国各地域の感染状況を整理したのですが、一番右側が前週比で、太枠で囲った数字を御覧いただきたいと思いますが、北海道が0.79と、もう1を下回っています。東北、北海道は今回、非常に感染者が増えましたが、そういう地域はそろそろ減少に転じています。首都圏が1.02、愛知県も0.94とだんだんピークに達してきたかなという状況です。関西は1.11でまた増えています。九州各県の数字を見ても大分県が1.04ですが、ほかの県は1.18とか1.24とかで、感染者が多い地域に比べると、今少ない九州、沖縄はまだ増えている状況です。

では、次の6ページのランキングを御覧いただくと、緑で網かけをした九州、沖縄各県はそれぞれ感染者が少ないので下位となっています。上の方には東北、北海道が名前を連ねています。これは換気の問題に加え、やはり第7波で多くの方が感染し、自然免疫を獲得した九州や第8波で感染者が多かった地域が今、感染が少なくなっているためではないかと見られています。

次の7ページのグラフですが、特に第7波で感染者が多かった沖縄県、鹿児島県は少し離れて感染者が少ない状況です。ただ、それ以外の九州各県あるいは全国も、少し祝日の関係で増減は出ますが、全般的に同じような傾向で感染者の増加が続いている状況です。では、県内の状況を少し詳しく見ていきます。

8ページを御覧ください。

12月の1週目、その前の週から比べると少し落ち着いてきて、各年代とも感染者が横ばいか少し増えている程度にとどまっています。特に10歳未満の感染者が少し減っています。ただ、茶色の80歳以上でまだ増加が続いており、これはその下に示したクラスターの発生状況を

御覧いただくと、ピンクで示した高齢者施設のクラスターが、このところ毎週10か所程度という形で発生しており、これが80歳以上の感染者の多さにつながっています。

また、医療機関におけるクラスターも先々週は10件、先週は6件で、これも高い水準で増えています。医療機関も入院患者にPCR検査を実施して最大限対策していますが、それをすり抜けて入院した後、院内で感染が広がるという状況になっています。

次の9ページの上の折れ線グラフは、保健所管内別の動向です。薄い紫色で示した西部ですが、実はここ2週間、非常に心配な状況でしたが、先週は少し落ち着いています。それから、灰色で示した南部保健所管内ではこの9月以降、ずっと県内で最も多い状況でした。今は2番目に多い状況です。まだまだ南部管内も感染者が多い状況が続いています。それ以外の大分市を含め、ほかの地域はほぼ同じ感染の水準になっています。

その下に年齢構成を示していますが、見ていただきたいのは豊肥と西部で、60歳以上の高齢者が占める割合が多くなっています。これは人口割合がそれを反映していますが、高齢者施設等へのクラスターもその背景にあります。

最後に、10ページのワクチンの状況です。

下の棒グラフを見ていただければと思います。青い棒で示した2回目接種終了者の年代別の割合を見ていただくと、やはり5歳から11歳が2割とまだ低調で、それ以外はずっと上がってきて、高齢者になれば8割を超えている状況もあります。

この5歳から11歳について、8月までは努力義務ではなかったのですが、9月6日から努力義務が課され、当初の無理に接種しないでもいいという保護者への印象がなかなか変えられずに、接種率が伸び悩んでいました。オレンジ色で示した3回目接種も、年代が上がるにつれて上がっています。それから、4回目接種は灰色で示していますが、当初60歳以上と基礎疾患のある方に限定していたので、60歳以上は76%までいっていますが、そのほかの世代は

10月になってから接種を始めたので、まだ接種率は伸びていません。5回目接種はまだ始まったばかりですが、60歳以上で22%という状況です。

真ん中左側にオミクロン株対応ワクチンというのがありますが、今24万人にオミクロン株対応ワクチンを接種していただいています。12歳以上で2回接種した人のうち、この24万人の接種の割合が27%になります。このオミクロン株対応ワクチンは、非常に流行しているBA.5であつたりBQ.1にも効果があると考えられているので、このオミクロン株対応ワクチンをいかに速やかに接種するのかが、今後の流行をどれくらいの規模にするのか、あるいはどの段階で下降局面になるのかの鍵を握ると考えています。県内では1日に9千人近い方が接種しています。市町村には本当に頑張らせていただいています。

最後に、一般質問でもインフルエンザとの同時流行について質問をいただきました。現在の状況ですが、県内では58の医療機関にお願いしてインフルエンザの発生状況を報告いただいています。先週は僅か2件です。その前の週が5件で、県内ではまだインフルエンザに関して流行の兆しはありません。ただ、2年間全く流行がなかったのも、流行が始まれば、かなり大規模になることが想定されるので、これも油断せずに注視したいと考えています。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**羽野委員** 国のイベント等の開催条件と言うか、来年は自治体が成人式とかをやりますが、1年前はちょうど日田市の成人式そのものよりも、同窓会とかの宴会で広がったことがあります。

なかなか難しいでしょうが、今の現状から1月上旬ぐらいの見通しはどうでしょうか。

**藤内理事兼審議監** コロナとの付き合いがもう3年になろうとしています。いまだいつになったら減少に、あるいはピークになったらピークアウトするのかといった動きについて、なかなか読めない状況です。ただ、来年の成人式の

頃までは、まだ流行が続いていると覚悟しなければならぬと思っています。

そうした中で、国はそういう成人式にしろイベントに対する制限はしていません。そういう意味で、県内の市町村から成人式についての御相談をいただくとすると、特に制限はありませんという話になります。ただ、委員御指摘のように、昨年はその後の同窓会でかなり広がったので、会食の際の感染リスクを下げる留意事項については改めて徹底していただきたいと思えます。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 保健所管内ごとの数字は公表されていて、市町村ごとは公表していないと思いますが、注意喚起という点でも市町村ごとに公表した方がいいのではないかと御意見をもらっています。

それと、本会議でも抗原検査キットの配布について268万個という説明をいただきましたが、デイサービスとか施設によっては抗原検査キットが届いているところと届いていないところがあると聞いています。その点はどうなっているのでしょうか。

**藤内理事兼審議監** まず、市町村別の感染者の公表ですが、今、御案内のように全数届をしておらず、重症化リスクのある方についてのみ発生届を出していただくので、その方については住所地、市町村別の数字を出すことができます。県の公表資料にも、発生届についてのみ市町村ごとの数値をお示ししています。ただそれは、あくまで感染者全体から見ると5分の1ぐらいなので、それをその市町村の感染状況と見るのは少し難しいところがあります。

なお、医療機関から年代別で、その日の感染者数の報告をいただきますが、それは患者の住所地ではなく医療機関の所在地別の集計になります。保健所ごとで出しているのは、市町村をまたいで医療機関を受診することも多いので、そうした分については保健所単位で集計するの

が適切かと。無理に医療機関の所在地の市町村別で集計してしまうと、少し誤った傾向を示すことになるかと考えています。そこはずっと、我々も県民の皆様に地域の感染状況をできるだけ知っていただくように工夫はしていますが、今のところ、これが一番誤解を招かずに今の感染状況を伝える方法ではないかと考えています。

抗原検査キットについては、11月末までに高齢者施設や障害者施設、入所も通所も含めてお届けが終了しています。議員が言われた、まだ届いていないとはどの時点の話なのか分かりません。もし12月になって届いていないところがあれば、こちらに御連絡いただければ具体的な配送状況を確認したいと思います。

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

**山田福祉保健部長** 資料に戻り、8ページをお願いします。

令和5年度福祉保健部当初予算要求の概要です。令和5年度当初要求額は、左上にあるように、1,079億6,452万8千円です。これを、4年度当初予算額と比較すると181億5,989万9千円、率にして14.4%の減となっています。

これは、新型コロナ対策に係る包括支援交付金など、国の来年度予算が事項要求となっており、現時点で詳細が不明なため、医療機関の空床確保や宿泊療養施設の確保等に要する経費を計上していないことによるものです。今後、国から詳細が示され次第、所要額を計上し、要求します。

次に、事業体系です。県の安心・活力・発展プラン2015の基本目標1安心の分野のうち、(1)一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～、左下の(2)健康長寿・生涯現役社会の構築～健康寿命日本一の実現～、右側の中ほど、(3)障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現、(7)多様な主体による地域社会の再構築、(8)強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の五つの政策の柱に沿って、それぞれ必要な予算を要求

しています。

次に、主な事業について説明します。9ページを御覧ください。

1番、保育環境向上支援事業2億207万1千円です。この事業は、保育人材の確保と職場定着を図るため、保育士資格の取得や潜在保育士の再就職への支援、ICTの活用を軸とした保育現場の働き方改革に取り組む保育施設への支援等を実施するものです。

その下2番、おおいた出会い応援事業4,940万6千円です。この事業は、県民の出会い、結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターの運営及び会員確保のための広報に取り組むとともに、市町村、民間団体、企業等と連携した出会いの場づくり等を総合的に実施します。

次に5番、児童養護施設退所者等支援強化事業2,831万3千円です。この事業は、児童養護施設退所者等を支援するため、児童アフターケアセンターおおいたの体制を強化し、自立、就労に向けた伴走型のサポートを行うものです。具体的には、児童養護施設退所者等が新たに就職した後のフォローアップなど、就労専門の相談体制強化に取り組みます。

その下6番、ヤングケアラー等支援体制強化事業2,739万4千円です。この事業は、ヤングケアラーなど地域の目が届きにくく顕在化しにくい児童の早期発見、早期支援を図るため、市町村や民間団体等と連携し、プッシュ型による見守り、相談体制の構築等に取り組むものです。来年度は、新たに県庁内に専門アドバイザーを配置し、住民に身近な市町村の取組を支援します。

右側を御覧ください。11番、歯科口腔保健推進事業2,772万4千円です。この事業は、生涯にわたる健康の基礎となる歯と口腔の健康づくりを推進するため、乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージの特性に応じた対策を講じるなど、全世代の口腔保健を支援するものです。なお、本事業は後ほど廃止事業で御説明する障がい者歯科医療推進事業を取り込んで実施します。

次に中ほど15番、介護現場革新推進事業2億1,992万3千円です。この事業は、介護サービスの質の向上と介護職の負担軽減や生産性向上を図るため、介護ロボットやICTの活用による介護現場の革新や働き方改革を推進するものです。来年度は、新たにロボット等を導入した後のフォローアップを強化するため、県社会福祉介護研修センターに配置している介護DXアドバイザーの体制強化に取り組みます。

続いて一番下20番、オンライン診療推進事業1,609万4千円です。この事業は、地域の実情に応じた適切なオンライン診療を推進するため、へき地等の在宅医療現場や介護施設での実装に取り組むものです。来年度は、新たに医療機関における遠隔医療の設備整備への助成や、介護施設における夜間のオンラインによる受診相談の実証を行います。

10ページを御覧ください。21番、循環器病対策推進事業1,486万5千円です。この事業は、健康寿命の延伸を図るため、主要死亡原因である心疾患や脳血管疾患対策として、心不全手帳等の活用に関するワークショップの開催や脳卒中治療の事例検討、相談窓口の設置等に取り組むものです。

その下22番、医療機関の働き方改革推進事業7,350万円です。この事業は、労働時間の短縮と質の高い医療の両立を図るため、看護師等へのタスクシフトやタスクシェアなど働き方改革に意欲的に取り組む医療機関を支援するための認証制度の創設や、特定行為看護師等の養成を支援するものです。

その二つ下24番、障がい者就労環境づくり推進事業6,644万1千円です。この事業は、知的、精神障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用アドバイザーの体制強化に取り組むとともに、就労系事業所等から一般就労への移行を支援するものです。来年度は、雇用支援アドバイザーを増員し、雇用率算定対象企業が集中する中部圏域での雇用促進を図ります。

そして下から2番目の26番、災害時要配慮者支援事業3,611万4千円です。この事業は、災害時における避難行動要支援者に対する

個別避難計画の作成を強力に推進するため、要支援者と地域等を調整するコーディネーターを配置するとともに、災害派遣福祉チーム（DWAT）の強化を図り、災害時の安全安心を確保するものです。

11ページを御覧ください。最後に、主な廃止事業について説明します。

1番、障がい者等歯科医療推進事業です。これは、障がい児、者に対する専門的な歯科診療の充実を図るため、障がい児、者の高次歯科診療施設の運営等に要する経費に対し助成してきたものですが、来年度はさきほど御説明した歯科口腔保健推進事業に組み替えて実施するため、廃止します。

その下2番、児童養護施設整備事業です。これは、中津児童相談所が所管する県北地域に一時保護所が存在しないため、中津市にある児童養護施設に一時保護専用施設を整備し、児童養護施設の多機能化を図ったものです。所要の施設整備が完了し、目的を達成したため廃止します。

**二ノ宮委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 最初に保育士確保の事業がありますが、現職で26歳の保育士からアンケートで御意見をいただいています。

業務が多い割に給料が低いから、保育士として働くことを選ばないんじゃないかと。いくらかよくなってきたけど、まだまだほかの職種に比べると低いと。その続きが、議員に言っても選挙のときはいいことを言うけど、それはかなえられたことはないと言うんですよ。声を上げても無駄じゃないかと、何も変わらないと、期待していないと書かれています。

それとか、さきほど通園バスの安全装置の問題もありましたが、根本的には保育士の給与基準が低いという問題があると思っています。その点でも保育士から御意見をいただいているし、

ぜひ保育士を増やしてほしいという声もいただいています。だから、その点でしっかり県としてできることが何かということと、国に向けて声をあげていただきたいということを強く求めたいと思いますが、どうでしょうか。

**内海こども未来課長** 保育士の確保についてですが、おっしゃるとおり、今後確保が必要だと思っていて、我々としても就学資金の貸付とか試験対策講座などに取り組んでいます。あわせて、配置基準については11月に全国知事会を通じて、国に対しても要望しています。

**二ノ宮委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

**玉田委員** 放課後児童クラブ支援員の件です。放課後児童クラブで40人以下のところに支援員を1人置くということで今、県が養成研修をしていますよね。確か100人ずつ2回に分けて養成していますが、これで来年度、県内の放課後児童クラブの支援員は大体間に合いそうな状況でしょうか。今のところ、その辺の見通しはどうですか。

**内海こども未来課長** おっしゃるように今、放課後児童クラブの放課後支援についての養成にも取り組んでおり、放課後児童クラブの待機児童についても一般質問の際にも答えましたが、一番ピークのときよりはだいぶ減少しています。

来年度それで間に合うかは、まだちょっと何とも言えないですが、引き続き支援員の養成等に対して取り組んでいきたいと考えています。

**玉田委員** 放課後児童クラブが県下にいくつあって、何人の子どもがそこに今行っているという、今すぐ分からなくてもいいです。後でいいですが、そうすると大体支援員がどこに何人必要だと想定できると思いますが、そういう積算で今年度200人の養成があるのかなと。多分そういう積み上げがあったのでしようが、そこはまた後で資料があったら教えてください。

もう一つは、今回9月22日とか30日が受講申請の締切りで、それを過ぎたら受け付けていないので、その後やっぱり来年度に向けて支

援員を養成したいとなっても、多分対応できないと言うか、もう支援員を配置できないと。そういうケースがちょっと出ているので、また個別には相談しますがそういう実情があり、ちょっと締切りが早かったのじゃないかなとか、せつかく2回に分けてするなら申請時期を2回に分けてやった方が、もう少し状況が見えたのかなという気がしたので。

その辺、ちょっと調べていただければと思うので、どうぞよろしくをお願いします。

**三浦委員** 2点ほど確認で、部長にお答えいただきたいと思います。

まず1点目が、補正予算の説明をいただきましたが、安全装置の関係のときに内海課長から静岡県の保育士の事例が出されました。3名の保育士が逮捕と、加藤厚生労働大臣も実態調査をするということです。出ていないと思いますが、現時点で県並びに市町村の園、保育所等でこれまでに何かそういった事例があったとか、報告が上がっているのか確認させていただきたいと思います。

もう1点が、今のは他県の事例でしたが、本県においても10月に1名、県の迷惑条例防止違反で保育士が逮捕されています。さきほどの保育士3名の件に関連して、年明けに全ての園等の施設長を集めて研修すると言っていたのですが、この案件は約2か月が経過し、当然あってはならない事例で、この間、県として再発防止を含めて何か対応しているのか確認します。

**山田福祉保健部長** 今回の保育園の虐待事案は絶対にあってはならない、非常に許しがたい事件です。これを受けて、昨日付けで県内の保育施設に対して通知を出しました。

早急に実態を把握することと、あとは内部通報も含めてきちんと事実を確認する方法と言いますか、いろんな虐待につながる前の段階から、きちんと兆候を見定めて対応できる体制をつくることを国から示されており、それをきちんと徹底するよという内容です。また、法律上、園内で虐待事案が発生した場合、それを県や市町村に対して報告する義務はありません。制度的に定められていないので、恐らく国において

その辺を今検討していると思います。それを待つことなく、園側が主体的にそういった兆候が出た段階で、きちんと事実関係を調べて、それを市町村あるいは県に相談することが大事だという内容の通知です。

これはやはりトップの認識が大事なので年明けに早速、そういった施設の園長を集めて研修することを予定しています。県内にそういう事例があるのか、今の段階では当然把握できていませんが、潜在しているという前提でしっかりと調査、事実関係の確認をしたいと思います。

逮捕事案については、これは個人が特定されないようにと警察も情報を絞っていて、どことはなかなか教えていただけないので個別の対応は当然できないわけですが、ほかの幼児保育施設に広く情報共有を行い、そういったことが絶対起きないように注意喚起をしています。

**三浦委員** まず、後者の方はしっかり徹底を。まだ調査段階でもあると思うので、県としてどうやって再発防止を行うのか、しっかり努めていただきたいと思います。

前者の静岡県の関係は、周りの保育士も見えぬふりをしていたようです。性善説に立ってそういった報告義務がないのは当然だと思いますが、その辺はやっぱり大分県独自で実態把握をしっかりとやっていただきたい。なぜかという、やっぱり保護者の皆さんはああいったニュースなり新聞等において、どうなんだろうかと不安になると思います。大分県はしっかりその辺の実態把握をやって、公表していただいたりすると安心するんじゃないかなと思うので、確認の意味で触れさせていただきました。よろしくをお願いします。

**二ノ宮委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 委員外議員から、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** ほかにないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うのでこの

ままお待ちください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

**二ノ宮委員長** それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**二ノ宮委員長** 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。